

3歳以上児(1号認定)



幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の教育に係る利用料は無料です。公立施設では主食費と副食費のみを保育料として徴収します。

私立施設（ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園）については、施設が設定した主食費と副食費を施設が徴収します。

■保育料（主食費・副食費）徴収金基準額表

（月額、単位：円）

| 【階層区分】 各月初日の在籍入園児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収金基準額 | |
|----------------------------------|---|--------|------------------------|
| | | 公立施設 | ゆうかり子ども園 こうりゅう虹こども園 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0 | 0 |
| 第2階層 | 第1階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む) | 0 | 0 |
| 第3階層 | 第1階層及び第2階層に該当しない世帯 (市町村民税所得割課税額 77,101円未満) | 0 | 0 |
| | 第1階層及び第2階層に該当しない世帯 (市町村民税所得割課税額 77,101円以上) | 4,000 | 各施設が設定した 主食費・副食費 |

- ① 父と母の市町村民税額（所得割課税額）を合計し、階層区分を決定します。
- ② 4月～8月分は令和3年度市町村民税額（令和2年中の収入により決定）、9月～3月分は令和4年度市町村民税額（令和3年中の収入により決定）により算定します。（税額は、住宅借入金等特別控除等の適用前の税額で、年少扶養控除の再計算は考慮しない額です。）
- ③ 所得割課税額が77,101円未満の場合には、保育料（主食費・副食費）は免除になります。所得割課税額が77,101円以上の場合でも、同一世帯の子ども（18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある者）の第3子以降の入園児童にかかる保育料（主食費・副食費）は免除になります。
- ④ 保育料算定者の税の申告がない場合、階層の判定ができないため、免除にはなりません。

■預かり保育料月額表（公立施設）

| 預かり保育を利用する月 | 月額 |
|-------------|--------|
| (1)8月以外の月 | 5,000円 |
| (2)8月 | 8,000円 |

- ① 同一の利用期間において、保護者の属する世帯に2人以上の預かり保育を利用する園児がある場合の2人目以降の利用料は半額になります。
- ② 保護者が次の(1)～(3)のいずれかに該当する者で必要と認めるものに対しては、減免申請（申請があったその月から適用）をすることにより、預かり保育料を減額し、または免除することができますので、該当されると思われる世帯の保護者のかたは、子ども未来課まで申し出てください。

※ゆうかり子ども園、こうりゅう虹こども園の預かり保育料は各園が設定しています。詳細は各施設にお問い合わせください。

※預かり保育料は、保育が必要な理由に該当しなければ無償化の対象となりません。

| 該当世帯 | 減免額 |
|-------------------------------|------------------|
| (1)生活保護法の規定による被保護世帯 | 預かり保育料の全額 |
| (2)当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 | 預かり保育料の100分の60 |
| (3)災害その他特別の事由による世帯 | 預かり保育料の100分の30以上 |